

建築物における衛生的環境の確保に関する登録基準

業種	物的基準		人的基準		その他の基準	監督者の資格であることを証する書類
	機械器具	設備	監督者等	従事者		
(1号) 建築物清掃業	①真空掃除機 ②床みがき機	—	〈清掃作業監督者〉 次のいずれかに該当する者 ・職業能力開発促進法に基づく技能検定であってビルクリーニング職種(等級の区分が1級又は単一等級のものに限る。)に係るものに合格した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 ^{※1} を修了した者 ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 ^{※1} を修了した者	・従事者は、研修を修了したものであること。 ^{※3}	・清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法等が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。	・清掃作業監督者講習会修了証書の写し
(2号) 建築物空気環境測定業	①浮遊粉じん測定器 ②一酸化炭素検定器 ③炭酸ガス検定器 ④温度計 ⑤湿度計 ⑥風速計 ⑦空気環境の測定作業に必要な器具	—	〈空気環境測定実施者〉 次のいずれかに該当する者 ・厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 ^{※1} を修了した者 ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(再講習は必要)	—	・空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具の維持管理の方法等が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。	・空気環境測定実施者講習会修了証書の写し ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し
(3号) 建築物空気調和用ダクト清掃業	①電気ドリル及びシャワー又はニブラ ②内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) ③電子天びん又は化学天びん ④コンプレッサー ⑤集じん機 ⑥真空掃除機	—	〈空気調和用ダクト清掃作業監督者〉 次のいずれかに該当する者 ・厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 ^{※1} を修了した者 ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(再講習は必要)	・従事者は、研修を修了したものであること。 ^{※3}	・空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の維持管理の方法等が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。	・ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し
(4号) 建築物飲料水水質検査業	①高圧蒸気滅菌器及び恒温器 ②フレイムレス—原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 ③イオンクロマトグラフ ④乾燥器 ⑤全有機炭素定量装置 ⑥pH計 ⑦分光光度計又は光電光度計 ⑧ガスクロマトグラフ—質量分析計 ⑨電子天びん又は化学天びん	水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。	〈水質検査実施者〉 次のいずれかに該当する者 ・大学又は旧専門学校において、理科系の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験 ^{※2} を有する者 ・衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験 ^{※2} を有する者 ・短期大学又は高等専門学校において、生物又は工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験 ^{※2} を有する者 ・技術士(水道部門もしくは衛生工学部門に限る。) ・大学もしくは短期大学と同程度とされる学校で所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	—	・水質検査及び水質検査に用いる機械器具の維持管理の方法等が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。	・卒業証明書(写し可)、実務従事証明書 ・衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書 ・卒業証明書(写し可)、実務従事証明書 ・技術士登録証の写し ・卒業証明書(写し可)、実務従事証明書
(5号) 建築物飲料水貯水槽清掃業	①揚水ポンプ ②高圧洗浄機 ③残水処理機 *すべての器具は貯水槽清掃専用 ④換気ファン ⑤防水型照明器具 ⑥色度計、濁度計及び残留塩素測定器	機械器具等を適切に保管することができる専用の保管庫を有すること。	〈貯水槽清掃作業監督者〉 次のいずれかに該当する者 ・厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 ^{※1} を修了した者 ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(再講習は必要)	・従事者は、研修を修了したものであること。 ^{※3}	・飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の維持管理の方法等が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。	・貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の写し ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し
(6号) 建築物排水管清掃業	①内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) ②高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル ③ワイヤ式管清掃機 ④空圧式管清掃機 ⑤排水ポンプ *すべての器具は排水管清掃専用	機械器具等を適切に保管することができる専用の保管庫を有すること。	〈排水管清掃作業監督者〉 次のいずれかに該当する者 ・厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 ^{※1} を修了した者 ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(再講習は必要)	・従事者は、研修を修了したものであること。 ^{※3}	・排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具の維持管理の方法等が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。	・排水管清掃作業監督者講習会修了証書の写し ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し
(7号) 建築物ねずみ昆虫等防除業	①照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 ②毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 ③噴霧機及び散粉機 ④真空掃除機 ⑤防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器	機械器具等を適切に保管することができる専用の保管庫を有すること。	〈防除作業監督者〉 ・厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 ^{※1} を修了した者	・従事者は、研修を修了したものであること。 ^{※3}	・ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具の維持管理の方法等が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。	・防除作業監督者講習会修了証書の写し
(8号) 建築物環境衛生総合管理業	①真空掃除機 ②床みがき機 ③空気環境測定業の機械器具(①～⑦) ④残留塩素測定器	—	〈統括管理者〉 ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者 ^{※2} 〈清掃作業監督者〉 ・建築物清掃業と同じ 〈空気環境測定実施者〉 ・建築物空気環境測定業と同じ 〈空調給排水管理監督者〉 次のいずれかに該当する者 ・職業能力開発促進法に基づくビル設備管理職種に係るものに技能検定合格者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者 ^{※2} ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 ^{※1} を修了した者	〈清掃作業従事者〉 ・研修を修了したものであること。 ^{※3} 〈空調給排水管理従事者〉 ・研修を修了したものであること。 ^{※3}	・清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具の維持管理の方法等が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。	・統括管理者講習会修了証書の写し ・建築物清掃業と同じ ・建築物空気環境測定業と同じ ・空調給排水管理監督者講習会終了証書の写し

※1:6年ごとに再講習を受けなければならない。

※2:水質検査またはその他の理化学的もしくは細菌学的検査の実務に従事した経験に限る。

※3:登録事業に従事する者として、パート、アルバイト等であっても従事者研修の対象となる。

また、従事者研修は、作業に従事する者全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要。

ただし、従事者全員を1度に研修することが事実上困難を伴う場合には、何回かに分けて行うことも可能。